

部 門	街路事業		
名 称	広坂通り	所 在 地	石川県金沢市
事 業 者	石川県	規 模	長さ 443m 幅 36m

事業概要	兼六園周辺文化ゾーンと中心商業地(香林坊地区)をつなぐ歴史的地区の回遊路整備
事業手法	シンボルロード整備事業
事業期間	昭和 61 年度 ~ 昭和 63 年度
規制・誘導方法	金沢市景観条例(平成元年 4 月策定)に基づき伝統環境保存区域、風致地区に指定
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・中央分離帯沿いに「辰巳用水のせせらぎ」と中央分離帯の高木(松、桜)の配置により、県都のシンボル性を創出 ・歴史性と落ち着きを醸し出す用水路のせせらぎを道路空間に活用 ・広坂通りシンボルロード整備協議会を設置



辰巳用水のせせらぎと中央分離帯の高木風景(昭和 55 年から 57 年にかけて広坂通り線辰巳用水修景事業として、石川県が延長 124.1m にわたり石積みの補修と沈砂池を設置)



広坂通り線の俯瞰景



位置図

広坂通り線は、石川県の県都である金沢市の中心部に位置しており、沿線には旧県庁、近代文学館などの歴史的建造物や金沢市役所などの公共建築物が建ち並び落ち着いた空間が形成されているとともに、商業施設などの現代的な様相も呈している。

広坂通り線の中央分離帯沿いに流れる辰巳用水は、寛永 9 年(1632 年)に金沢城の防火用水等として開設されたものであり、道路空間に、歴史と落ち着きを与えている。

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

部 門	街路事業		
名 称	豊橋駅前広場	所 在 地	愛知県豊橋市
事 業 者	豊橋市	規 模	地平部 17,500 m ² 、デッキ部 5,000 m ²

事業概要	総合駅화에伴うペDESTリアンデッキ整備により、駅前広場のリニューアル
事業手法	街路事業、都心交通改善事業
事業期間	平成7年度 ~ 平成9年度
規制・誘導方法	都市計画決定の変更を行い、駅前広場を複層化
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的で活力のある都市空間を持つ東三河地域の玄関口 ・高齢者や障害者を含む全ての人の安全性、利便性、快適性の確保 ・人、車、バス、タクシー、路面電車の動線整理 ・バス・路面電車等の乗降場を集約し、交通機関相互の乗換の利便性向上 ・景観面においてシンボリックな大きな曲線デザインを採用し、憩いの空間を創出



ペDESTリアンデッキの一角には円形の多目的スペース(サークルプラザ)を設けて、各種イベントを開催できるようにし、豊橋市民ばかりでなく、豊橋を訪れる人々が集うシンボリックで親しみやすい空間を創出



駅前広場と連続した駅前大通では、豊橋まちづくり景観条例に基づく都市景観形成重点地区内のメイン事業として、路面電車のセンターポール化、電線類の地中化、歩道の美装化、車道の再整備も同時期に実施

人と車の分離を基本的な考え方として、駅及び周辺地区へのアクセスとしての歩行者空間を2階部のペDESTリアンデッキに、バス・タクシー・一般車等の動線を地平部に、バイク・自転車等の駐車駐輪機能を地下へと、立体的な配置により個々の十分な規模を確保するとともに、上下の移動には、交通弱者にも安全で快適に利用できるエレベーターやエスカレーターを要所に配置し、段差を感じさせないスムーズな歩行者動線の整備を目的とした。

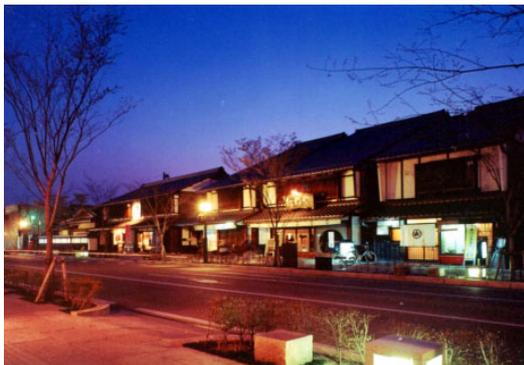
広場内、その周辺に点在していた路線バスや路面電車の乗降場を広場の中央部に集約させることで、公共交通機関相互の連絡性の向上をはかり、タクシーや一般車との動線も分離した。またバス待機場を併設することにより、バス運行の定時性の確保も可能となった。楕円形のペDESTリアンデッキの上には、表情豊かな木々や四季折々の花を植え、湧き出す泉や水の流れを配することにより、駅前のプロムナードを生み出している。

事業段階区分			立地区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

事例概要カルテ 32

部 門	街路事業		
名 称	夢京橋キャスルロード	所 在 地	滋賀県彦根市
事 業 者	彦根市	規 模	長さ 約 350m

事業概要	歴史的な街並みに配慮した修景事業、電線類の地中化の実施
事業手法	街路事業、街並み・まちづくり総合支援事業及びまちなみ再生事業
事業期間	昭和 60 年度 ~ 平成 10 年度
規制・誘導方法	地区計画(建築物の用途、壁面の位置、建築物等の高さ、建築物等の形態または意匠)を都市計画決定し、沿道建築物の形態・意匠に関する基準などを規定
配慮・工夫事項	・まちなみの統一を演出するため公共空間の装置について次の項目に配慮 (照明施設、舗装、植栽、電線類の地中化、ベンチ・スツール、ポケットパーク、レリーフ) ・道路整備、まちなみ整備の完了まで「本町まちなみ委員会」がまちづくりの主体となり、住民、専門家、行政の三者が一体となって取組み、完成後は法人化された「夢京橋商店街振興組合」が中心となり、イベント、まちのキャラクターや新店舗の展開



通りの夜間景観



軒がつらなる通りの景観



事業前



事業後

【表彰等】

- ・夢京橋商店街振興組合が中心となり「花より団子祭り」、「彦根ゆかた祭り」、「招福まねき猫祭り」を開催
- ・第7回全国街路事業コンクール「会長賞」受賞(平成7年度)
- ・まちづくり月間 まちづくり功労者の部 本町まちなみ委員会に「建設大臣賞」受賞(平成7年度)
- ・第16回公共の色彩賞 環境色彩十選 「公共の色彩賞」受賞(平成13年)
- ・都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」受賞(平成14年度)

本町地区を南北に縦断する主要道路は、築城時の6m(3間幅)の幅員のままで、今日の交通事情に対応することができず、昭和60年度から都市計画道路本町線の街路整備を実施することになった。

彦根市は、この通りの風情を壊さないよう伝統的なまちなみを再生すると共に、生活環境の活性化を図ることを沿道住民に提案し、新しい時代にマッチした城下町を目指し、「古い良さを生かした新しい活気のみなぎるまち」“OLD・NEWTOWN”を合言葉に住民との協働により歴史的なまちなみ景観を形成している。



位置図

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他 (歴史的街並み)

部 門	街路事業		
名 称	御池通	所 在 地	京都府京都市
事 業 者	京都市	規 模	長さ 1,740m

事業概要	京都の文化や美意識を表現し、「京都らしさ」に配慮した街路整備
事業手法	シンボルロード整備事業
事業期間	平成7年度 ~ 平成15年度
規制・誘導方法	市街地景観整備条例に基づく「沿道景観形成地区」の指定
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のケヤキを活用するとともに、新しいケヤキ並木を育成 ・歩道幅員を2倍の12mに拡幅し、憩いの空間を創出 ・デザインは「地(ち)」に徹するためにグレーを基調とし、照明・信号等も一体化して整理



照明灯・信号等を一体化したシステム柱による景観への配慮



12mに拡幅された歩道とシビックステーション

街路整備事業のコンセプト「京都らしさ」を具体化するため、「みち にわ ぶたい」をキーワードとして事業を進めた。アート空間としてモニュメントを設置した区間以外は、中央分離帯を設置せずに、祇園祭をはじめとした伝統的な行事やイベントに配慮した。また、バス停を「シビックステーション(まちの駅)」という概念で捉え、ベンチ・周辺案内板等を設置することにより、ゆったりとした休憩空間施設として整備した。



位置図

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

部 門	街路事業		
名 称	大手前通り	所 在 地	兵庫県姫路市
事 業 者	姫路市	規 模	長さ 約 830m

事業概要	世界文化遺産「姫路城」への眺望を確保した街路整備
事業手法	シンボルロード整備事業
事業期間	昭和 58 年度 ~ 昭和 62 年度
規制・誘導方法	姫路市都市景観条例による「都市景観形成地区」の指定
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路城への眺望を確保し、城と調和のとれた道路景観整備を実施 ・区間の一部では、祭りや行事などに自由度の高い空間を持った道路として、中央分離帯を取り除きイベント広場として利用できるよう配慮 ・広幅員歩道には並列植栽、陶板舗装を行い、木製ベンチや彫刻等を配置



「大手前通り」は、戦災復興土地区画整理事業により築造され、観光道路として国宝姫路城への景観を損なわないように当初から無電柱化を実施

シンボルロード整備事業(街路事業)により、道路空間をより快適で魅力ある公園道路として再整備を行い、緑豊かで市民に親しまれる風格のある街並み景観を創出した。現在、「姫路お城まつり」などのいろいろなイベントの場、憩いの場として市民、観光客などから親しまれている。



モニュメント



「姫路お城まつり」



位置図

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊 外	その他

部 門	街路事業		
名 称	今井地区	所 在 地	奈良県橿原市
事 業 者	橿原市	規 模	長さ 約 1,170m

事業概要	歴史的な街並みに配慮し、道路の再舗装、側溝の整備、電線地中化
事業手法	歴史的地区環境整備街路事業
事業期間	平成3年度～平成21年度(予定)
規制・誘導方法	橿原市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき今井町伝統的建造物群保存地区に指定、文化財保護法に基づき重要伝統的建造物群保存地区に選定
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街並みの保全と住民の利便性の両立を考慮し、都市計画道路を変更・廃止 ・幹線街路としての都市計画道路網整備と歴史的街並みを整合 ・歴史的な街並みの存する細街路の整備と街並みの保全を調和



今井町のまちなみ



変更前の都市計画道路



変更後の都市計画道路

旧環濠内の街路は幅員が狭いため歩車道の区分をなしとし、整備幅員もあえて統一せず、道路の再舗装と側溝の整備のみを実施した。舗装材は、自然石等ではなく、かつての道が地道であったことと、街並みより必要以上に目立つことがないように、土の色に近いアスファルト舗装とした。側溝については、住宅側の縁石の多くがみかげ石となっていたので、道路側も白みかげ石とし往時の復元を図った。また、自治体管路方式による電線地中化を行った。

都市計画道路の変更・廃止の検討を、市の中心部を含む広範な範囲で行い、歴史的街並みの保全と住民の利便性の両立を考慮し、上図のような新しい幹線道路体系の計画を策定

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他 (歴史的街並み)

事例概要カルテ 36

部 門	街路事業		
名 称	元町新庄線	所 在 地	和歌山県田辺市
事 業 者	和歌山県	規 模	長さ 約 177m
事業概要	協働(民間主導)による景観形成、電線類地中化の実施		
事業手法	沿道区画整理型街路事業、小売商業等商店街近代化事業		
事業期間	平成7年度 ~ 平成12年度		
規制・誘導方法	地区計画を都市計画決定し、沿道建築物の形態・意匠に関する基準などを規定		
配慮・工夫事項	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみ景観を維持するため地区計画を策定し、1階部分1.5mのセットバック、屋根の形状、道路側壁面の仕上げ材・色彩・高さ(2階建以上)等を規制(地区計画は地元による景観形成自主基準を基に策定) ・まちなみの演出は協働(地元主導)で実施 ・照明・ストリートファニチャー・植栽(高木)は地元が整備し、完成後の植栽等の維持管理も地元が協力し、景観保全に積極的な取り組み 		



整備前



整備後

【表彰等】

- ・第13回 全国街路事業コンクール特別賞
- ・和歌山県ふるさと建築景観賞(平成13年度)
- ・まちづくり月間国土交通大臣表彰(平成16年度)

沿道は田辺市を代表する商店街でありながら幅員が狭小で、人・車が安全に通行することができなかつたため、商店街としての機能の保全及び活性化が図られることを考慮し、沿道区画整理型街路事業を実施することになった。地元商店街は活性化を図るため、小売商業等商店街近代化事業を実施し、統一のとれたまちづくりが行なわれ、景観づくりにおいても主導し、田辺市においても代表的な近代化したまちなみ景観を形成している。



位置図

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊外	その他

部 門	街路事業		
名 称	宗近魚町線	所 在 地	大分県杵築市
事 業 者	大分県	規 模	長さ 410m

事業概要	歴史的な街並みに配慮しながら、居住環境・交通環境を改善
事業手法	身近なまちづくり支援街路事業
事業期間	平成 8 年度 ~ 平成 18 年度(予定)
規制・誘導方法	杵築市旧町家地区地区計画における建築物等の制限及びまちづくりに関する条例
配慮・工夫事項	・無電柱化の実施(裏配線), 歩道舗装の修景(擬石ブロック張)等 ・沿線に歴史的建造物が存在する区間は、道路幅員を 12m に縮小(基本は 16m)し都市計画決定することで建造物の保全・活用を図るなどして、柔軟に対応

宗近魚町線 L=410m, W=16m (黄色箇所は W=12m)

今回変更区間 道路L=約27m 幅員W=12m

今回変更区間 道路L=約35m 幅員W=12m

位置図

岩鼻の坂(市指定文化財)

綾部みそ屋(市指定文化財)

【表彰等】
・潤いと活力のあるまちづくり優良地方公共団体自治大臣表彰「まちづくり一般部門」受賞(平成 10 年度)

都市計画道路 宗近魚町線(むねちかうおまちせん)
沿線は杵築城の西方に位置し、古くは城下町として、特に商家・町家が建ち並ぶ商業地・町人町として栄えた。

そこで、当街路整備にあわせて、歴史的・伝統的で個性のある健全な商業地区の形成、及び快適な歩行空間を創出するため、平成 8 年 3 月に地区計画を定め、また平成 8 年 7 月にはこれに関する条例を制定することで、建築物等の用途・意匠・高さ・壁面の位置等の制限を行い、良好な住環境の形成を図り、歴史ある建造物はその保存に努めている。

整備済区間状況

事業段階区分			立地区区分				
構想・計画	設計・施工	維持管理	都心部	市街地 (商業・業務)	市街地 (住居系)	郊 外	その他 (歴史的街並み)